

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策11：放送分野における利用環境の整備
担当部局・課室名	情報流通行政局総務課
作成責任者名	情報流通行政局総務課長 井田 俊輔
政策評価実施時期	令和 7 年 8 月

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策11 放送分野における利用環境の整備

第 1 部 政策の全体像と取組状況

放送の基本的性格

放送：「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」(放送法第2条第1号)

↳ 放送の特徴：① 不特定多数・同時・同内容 ② 一方通行(放送事業者⇒視聴者)⇔双方向(通信)

= **多くの国民に同時に同じ内容を伝達することができる社会的な影響力が大きいメディア**

放送の社会的役割(放送への期待)

- ・ 国民の「**知る権利**」を充足し、**健全な民主主義の発達に寄与**すること。
- ・ **社会の基本情報の共有**や多様な価値観に対する相互理解を促進すること。
- ・ 取材や編集に裏打ちされた**信頼性の高い情報を発信**すること(=情報空間の健全性確保に貢献)。
- ・ 災害時の**生命・身体**の安全確保に必要な情報を迅速かつ**確実に提供**すること。

放送政策の目的

放送番組や放送由来の情報(放送コンテンツ)をインターネットを含む多様な伝送手段で国民・視聴者に届けることができる環境を整備すること

【目的・実現に向けた具体的な取組】

① 持続可能な放送インフラの構築・維持 →P8

② 災害に強い放送インフラ、災害時の即応体制の構築 →P9、10

⇒ 第2部「特に注力する／改善を図る施策(重点分野)」で詳述

③ 放送を取り巻く環境変化を踏まえた放送制度の検討 →P11

④ 在留邦人に対する必要な情報提供、外国への日本の立場の発信 →P12

放送を取り巻く環境変化

放送の安定的・継続的な
提供への対応

情報空間の
健全性確保への対応

少子高齢化による人口減少の加速
(特に地方)

地震や豪雨など
大規模災害の頻発化・激甚化

ブロードバンドの普及に伴う情報の伝送手段の多様化

不安定な
国際情勢

放送インフラの維持
コストの負担増大

広告費の減少

大規模災害時に安定的に
放送サービスを提供する必要性

動画配信サービスの拡大

情報空間の拡大
(放送・新聞→SNS)

外国に向けて
正確な情報を
発信する必要性

若者を中心とする
「テレビ離れ」

コネクテッド
テレビの普及

インターネット上の
偽・誤情報の拡散

① 持続可能な
放送インフラの構築・維持

② 災害に強い放送インフラ
災害時の即応体制の構築

③ 放送を取り巻く
環境変化を踏まえた放送制度の検討

④ 在留邦人に対する必要な情報提供、
日本の立場の諸外国への発信

環境変化を踏まえた放送の政策課題

- 様々な情報が様々な伝送手段によって伝播する中、情報空間の健全性を確保し、公衆の相互理解や対話を促進していく上で、放送の社会的な役割（取材や編集に基づく、信頼性が一定程度担保された情報を発信する役割）に対する期待は大きい。
- また、自然災害の頻発化・激甚化や不安定な国際情勢の中において、国民の生命・身体、財産の保護に資する情報や諸外国に我が国の立場を発信していくことは引き続き重要である。
- そこで、**通信技術も活用しながら、「持続可能で災害に強い」放送インフラの構築**を進めることで、信頼性が一定程度担保された放送由来の情報（放送コンテンツ）を、必要なときに、必要とする人・届けるべき人に伝達することができる環境を構築する必要がある。

地上放送

テレビ

- ・NHK
- ・民間放送事業者

ラジオ

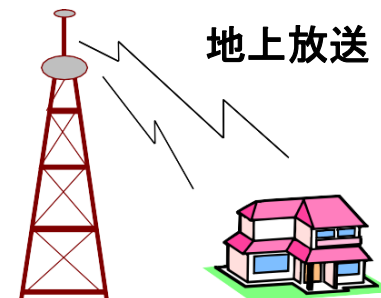
中波(AM)

- ・NHK
- ・民間放送事業者

超短波(FM)

- ・NHK
- ・民間放送事業者
- ・コミュニティ放送事業者

※ その他、短波放送事業者



衛星放送

BS放送

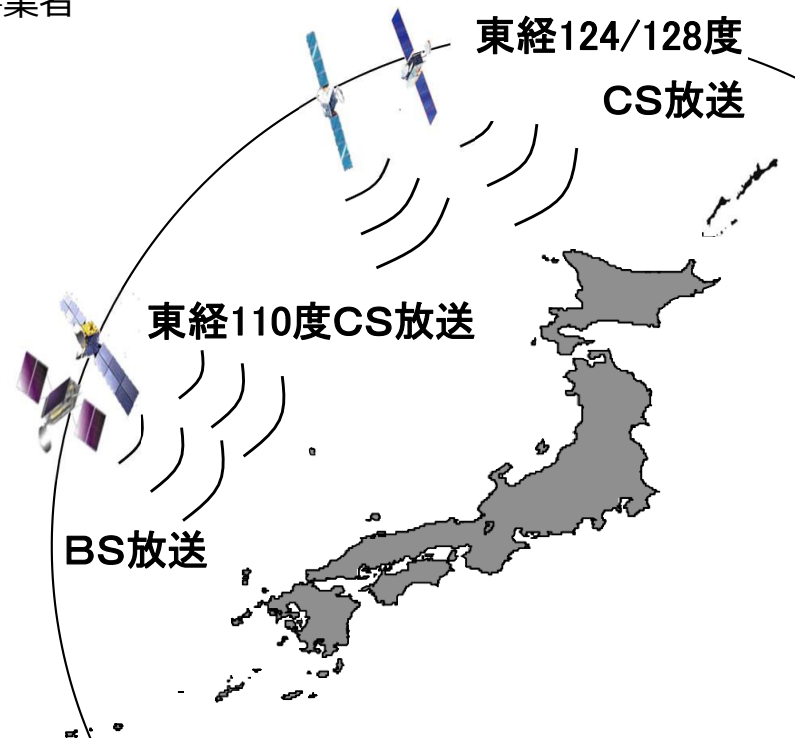
- ・NHK、放送大学
- ・民間放送事業者

※BS…Broadcasting Satellite、放送衛星。

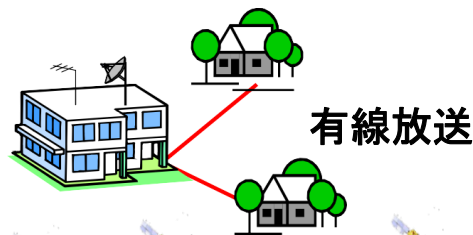
CS放送

- ・民間放送事業者

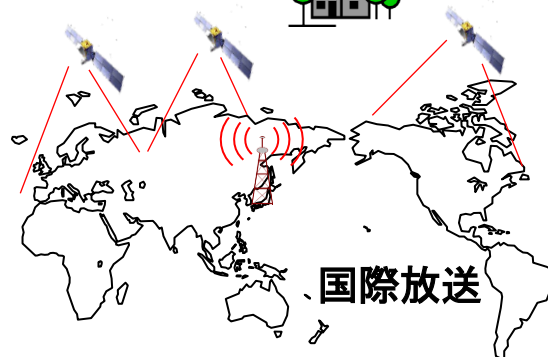
※CS…Communications Satellite、通信衛星。



有線放送 (ケーブルテレビ)



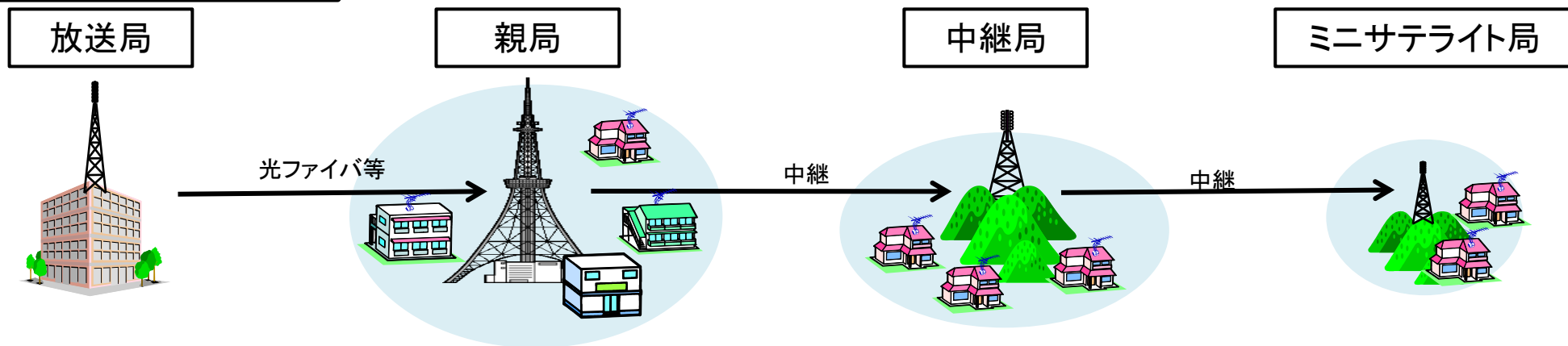
国際放送



○ 放送設備の維持管理

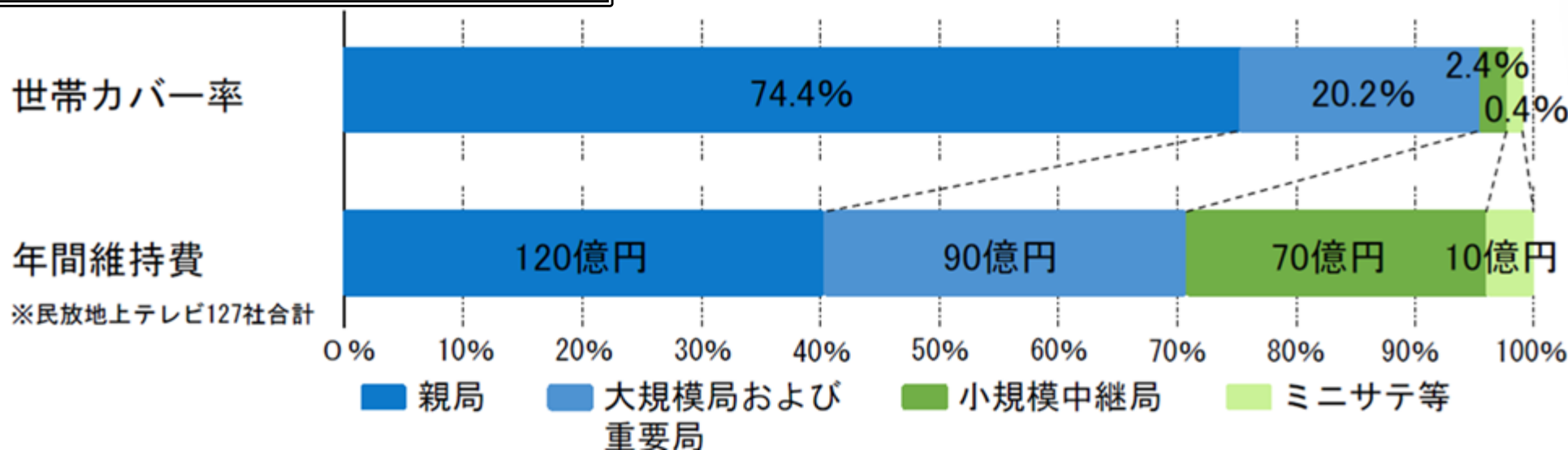
放送局が管理する「小規模中継局」及び「ミニサテライト局等」は、世帯カバー率が極めて小さい(合計3%弱)にもかかわらず、年間維持費の負担が大きく(約80億円/年)、放送局の経営を圧迫する一因となっている。

放送ネットワークのイメージ

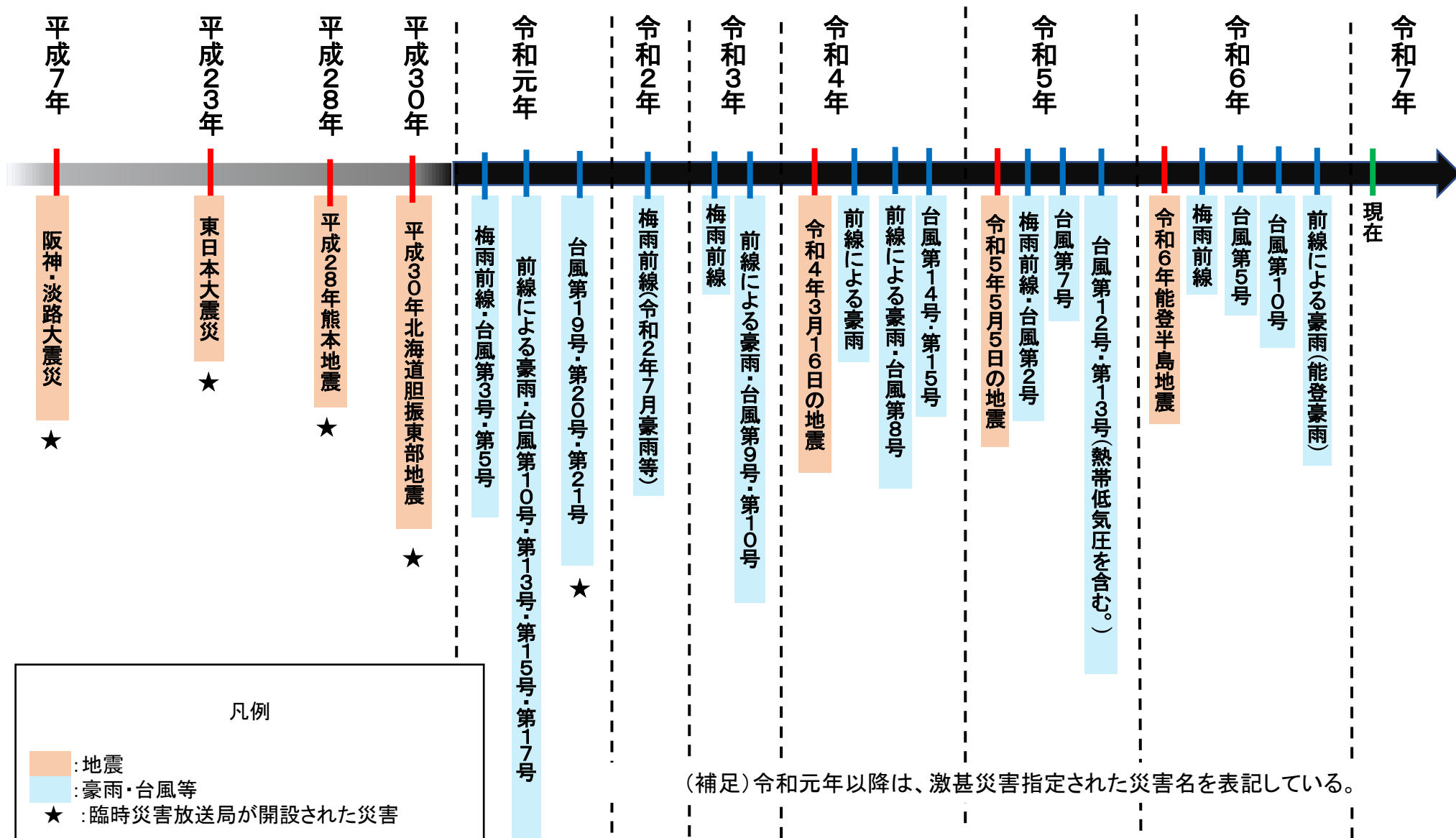


※ ミニサテライト局とは一般的に空中線電力が0.05W以下のものをいう。

地上テレビジョン放送の送信に係る経費(民放)

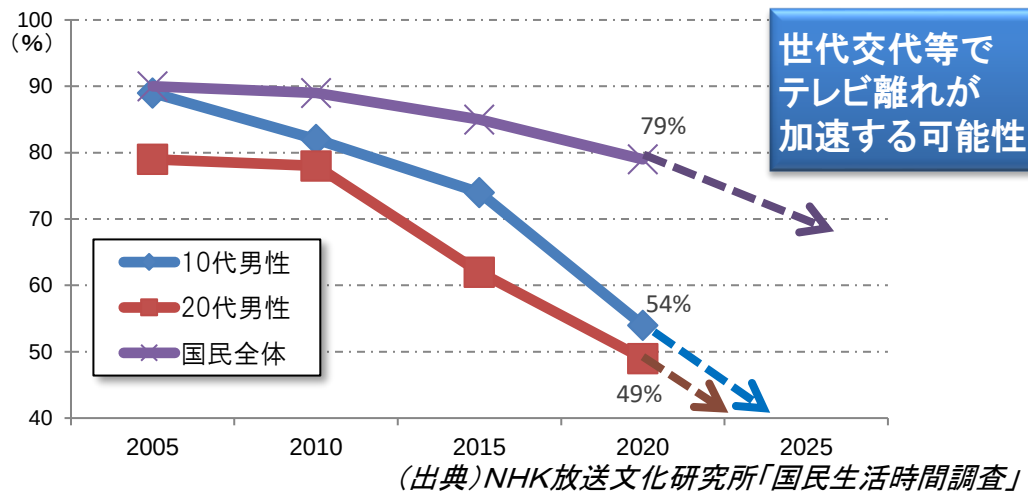


大規模な災害の頻発

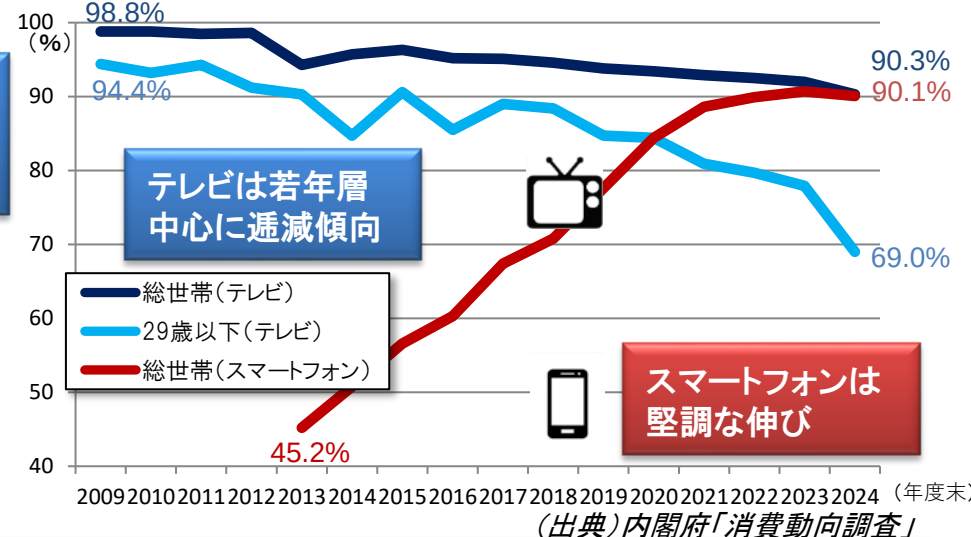


若者を中心としたテレビ離れ

■1日15分以上テレビを見る割合 (「行為者率」: 平日平均)

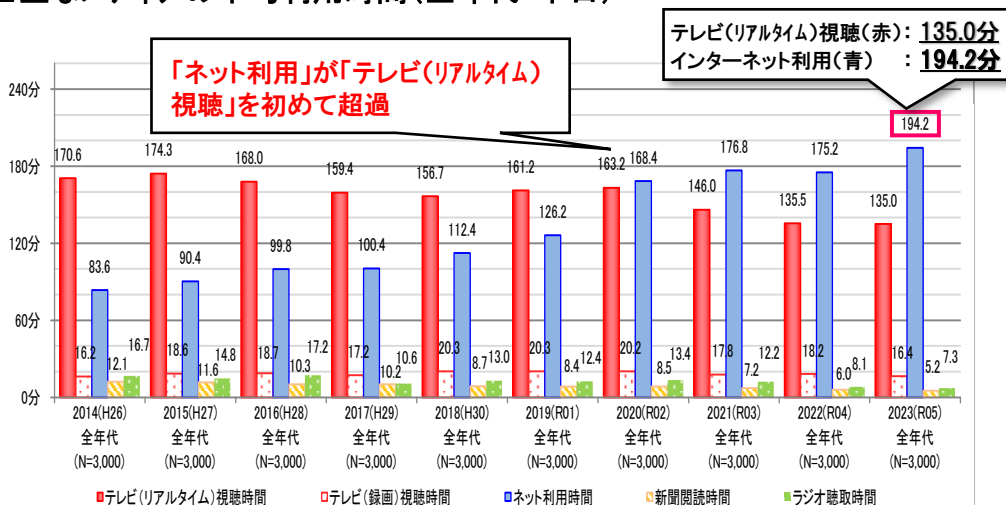


■世帯主別普及率「カラーテレビ」対「スマートフォン」

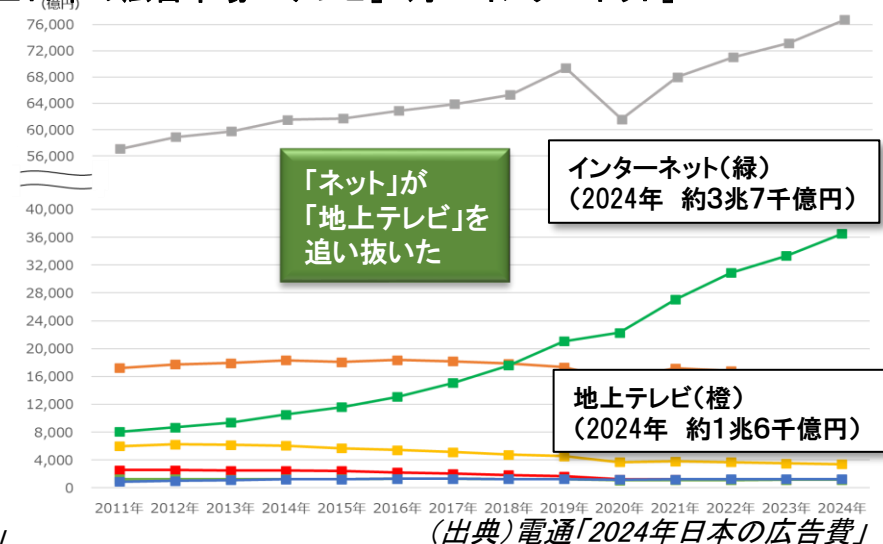


インターネット利用の進展

■主なメディアの平均利用時間(全年代・平日)



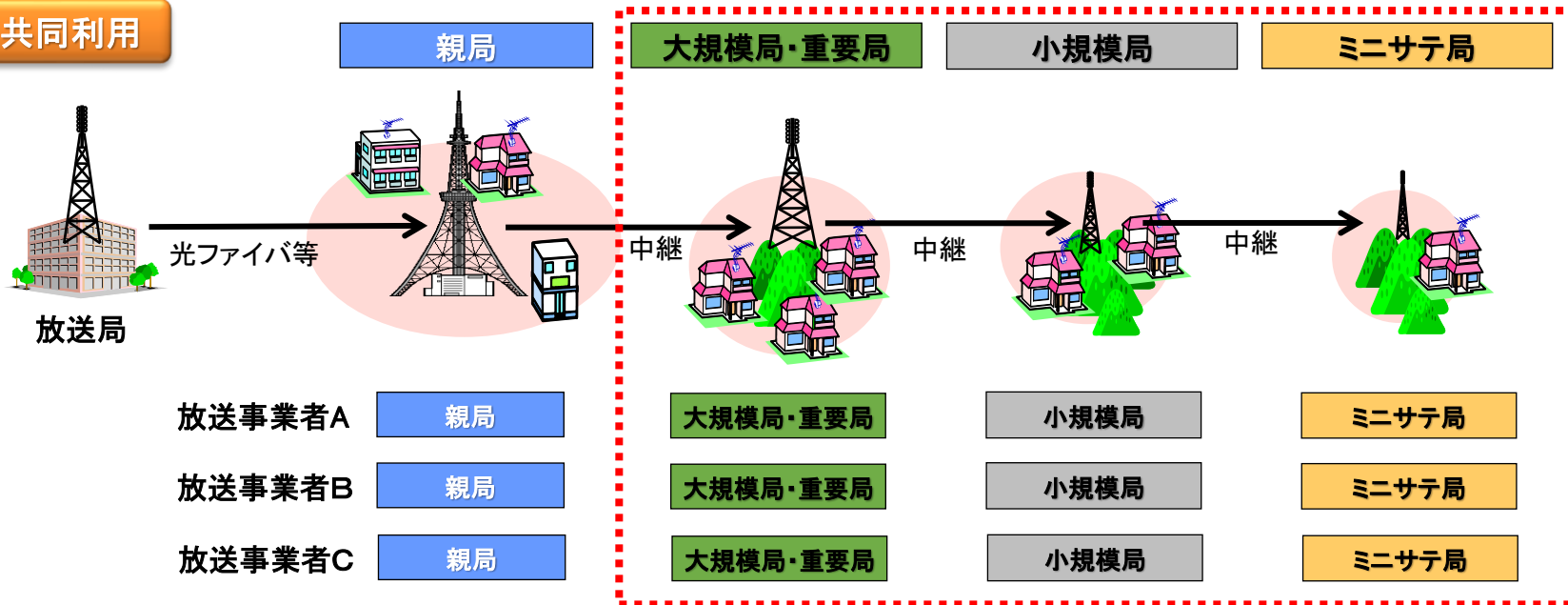
■日本の広告市場「テレビ」対「インターネット」



放送インフラに係るコストの削減

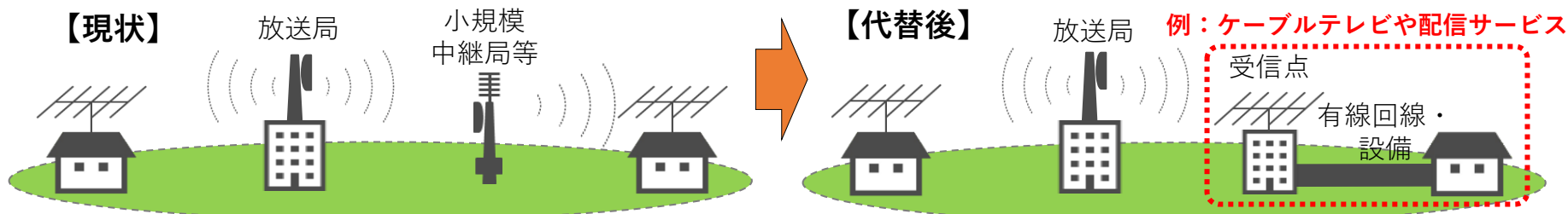
- 放送インフラの維持管理に係るコストを低減する観点から、放送法及び電波法を改正し、中継局の共同利用や小規模中継局等のブロードバンド等による代替の取組を進めている。

中継局の共同利用



ブロードバンド等による代替

放送事業者と異なる者（共同利用会社）が、
中継局の免許人となり、放送事業者の中継局をまとめて運用・管理

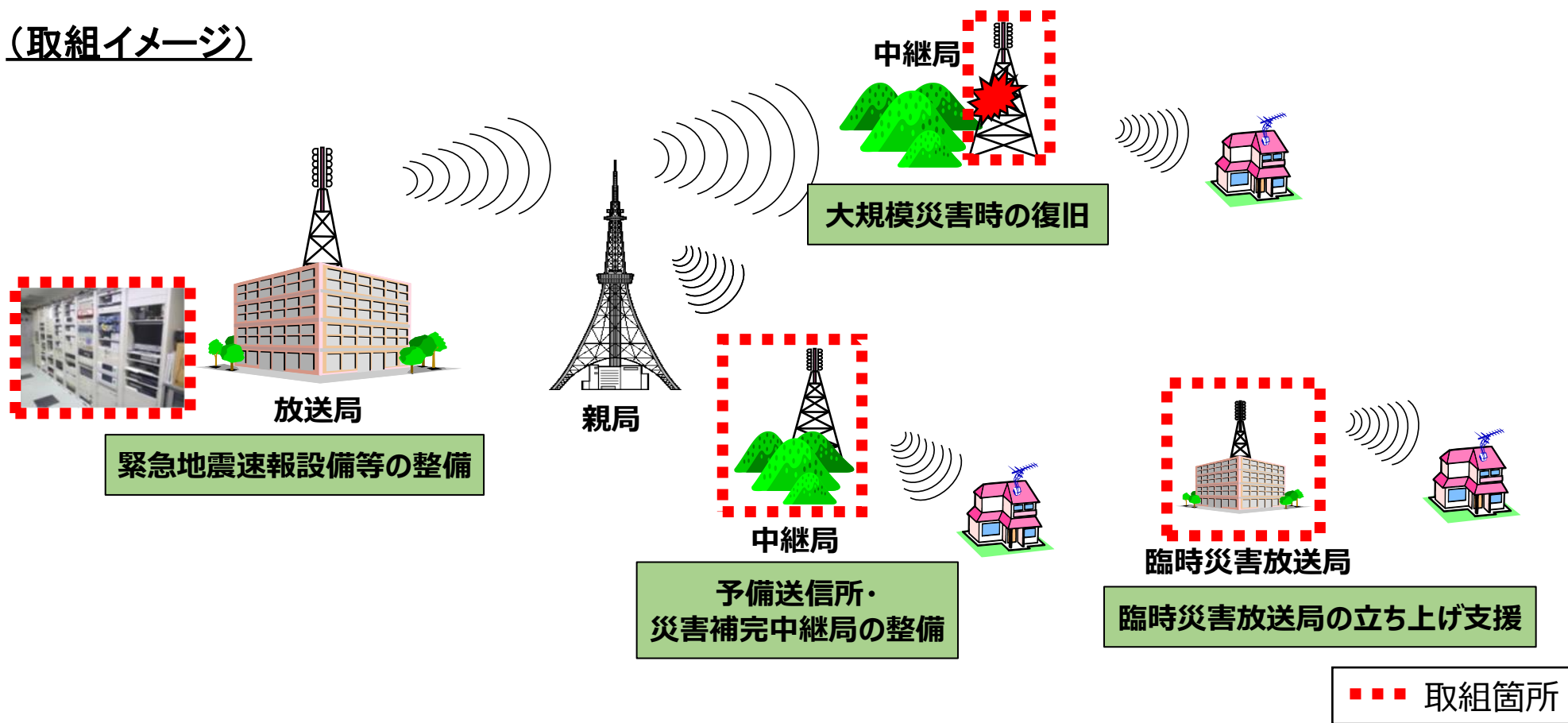


地上波（テレビ・ラジオ）の耐災害性強化等

※第2部で詳述

- 地上波（テレビ・ラジオ）は基幹放送事業者として災害放送（放送法第108条）の責務を有しており、被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供することが重要である。
- 総務省では、地上波の耐災害性強化として、大規模災害発生時の復旧、緊急地震速報設備等の整備、予備送信所の整備の支援等を行っている。

（取組イメージ）

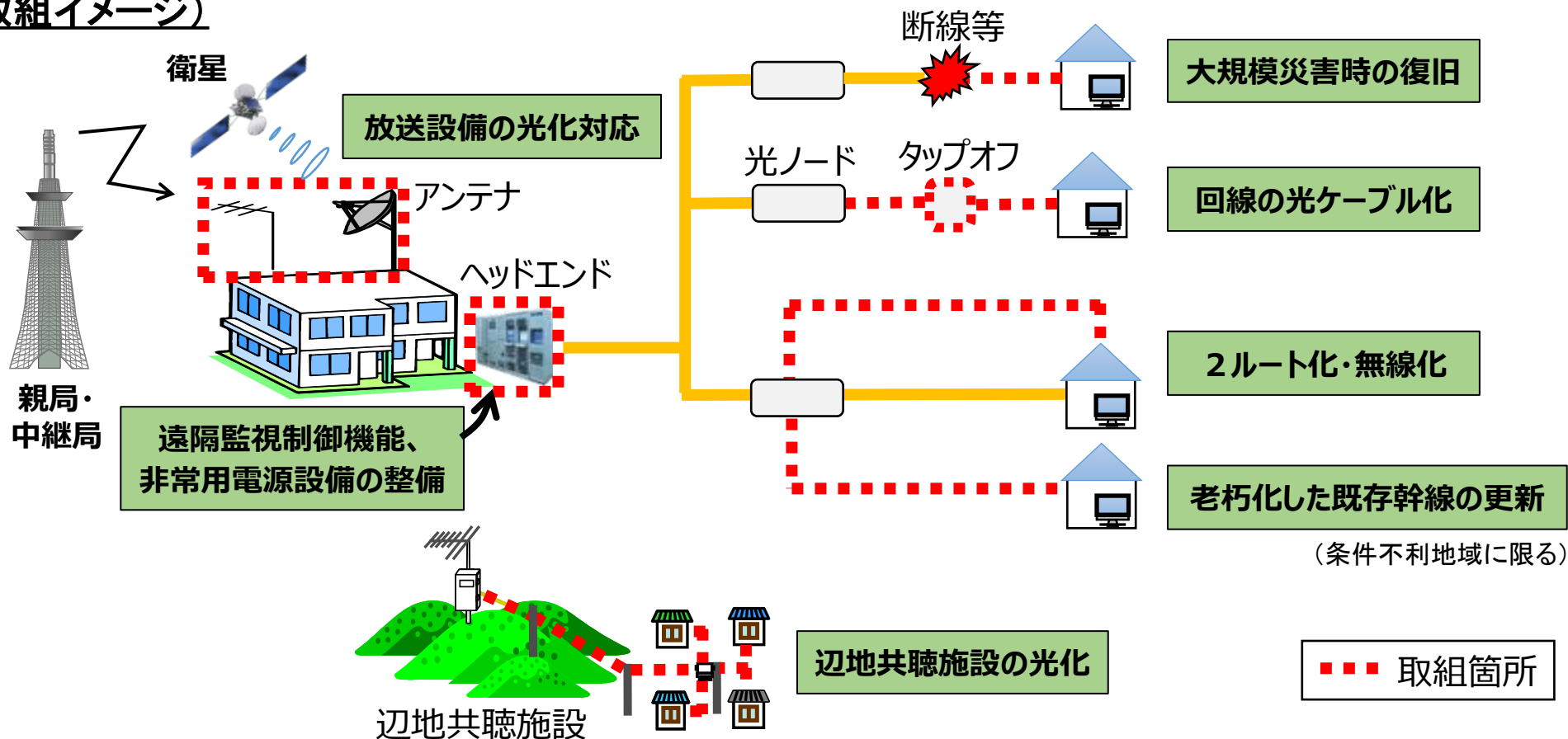


ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化

※第2部で詳述

- ケーブルテレビは有線（ケーブル）を用いてサービスを提供する性質上、大規模災害時にはケーブルの断線や電気設備の水没による故障等が発生し、停波のおそれがある。
- 総務省では、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化として、大規模災害発生時の復旧、回線の2ルート化（複線化）、放送設備や回線の光ケーブル化等の取組を行っている。

(取組イメージ)



放送制度の検討

放送を取り巻く環境変化を捉え、時代に合わせた放送制度の検討を進めている。

放送を取り巻く大きな環境変化

- ・ブロードバンドの普及、動画配信サービスの伸長
- ・「テレビ離れ」、情報空間の放送以外への拡大
- ・人口減少の加速



デジタル時代における放送の意義・役割

- ・災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有
- ・取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信
- ・情報空間におけるインフォメーション・ヘルスの確保

2030年頃の「放送の将来像」

設備コストの負担軽減

ブロードバンド基盤やデジタル技術を積極的に活用

① 放送ネットワークインフラ

- 小規模中継局等の「共同利用型モデル」
- 小規模中継局等のブロードバンド等による代替
- マスター設備の効率化（IP化、クラウド化等）

放送の価値のインターネット空間への浸透

② 放送コンテンツのインターネット配信

- インターネット空間への放送コンテンツの価値の浸透
- 放送同時配信等サービスの後押し
- NHKのインターネット活用業務の見直し

③ 経営基盤の強化

- 安定的な経営環境の実現
- コンテンツ制作への注力

柔軟な制度見直しにより、経営の選択肢を拡大

国際放送

- 放送法の規定に基づき、日本放送協会による在留邦人及び外国人への国際放送の実施により、在留邦人への必要な情報提供と外国人への我が国に関する情報発信を実施している。

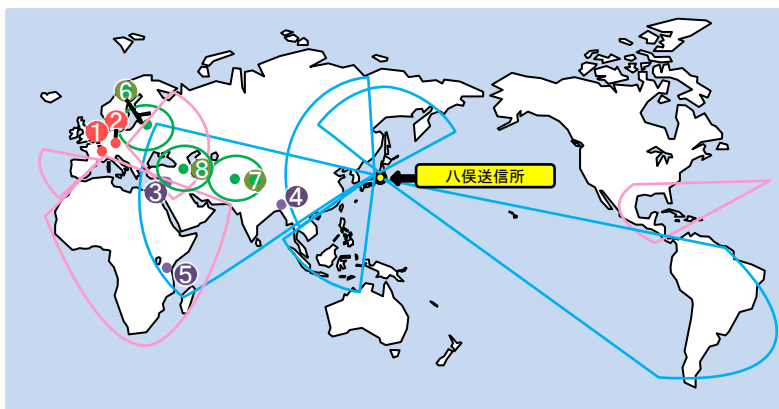
ラジオ国際放送

- 全世界に向けて、**17言語**(衛星)で放送

※ 八俣送信所(茨城県)から直接送信を行うとともに、海外の8か所の送信施設を利用して中継送信を実施

要請放送

- ・ **総務大臣**は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを**要請**することが**できる**。
- ・ 放送法の規定に基づき、**要請放送実施に要する費用**は、**国**として**予算計上**。



(2025年3月末時点)

短波: 八俣送信所 短波: 海外中継局 中波: 海外中継局 FM: 海外中継局

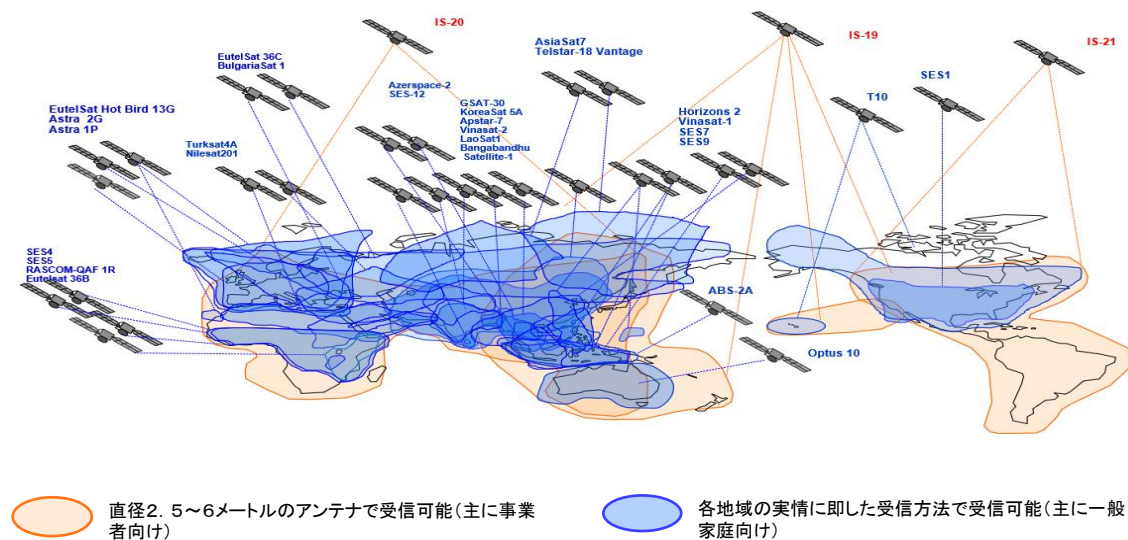
短波	① フランス中継局	F M	③ ヨルダン川西岸中継局(ラマラ他)
	② ドイツ中継局		④ バングラデシュ中継局(ダッカ他)
中波	⑥ リトアニア中継局(欧州)		⑤ タンザニア中継局(ダルエスサラーム他)
	⑦ タジキスタン中継局(中東・南西アジア)		
	⑧ アルメニア中継局(中東)		

※ 日本語は「NHKワールド・ラジオ日本」として放送

テレビ国際放送

「NHKワールドJAPAN」(外国人向け)

- 日本やアジア、世界の最新情報など多彩な番組を1日24時間世界に向けて英語で放送 (※衛星やケーブルテレビを通じて**約160か国・地域**、約4.6億世帯で24時間視聴可能)



(2025年3月末時点)

「NHKワールド・プレミアム」(邦人向け)

- 在留邦人向けの日本語放送
- NHKのニュース・情報番組に加え、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を配信

<予算事業名及び行政事業レビューシートURL>

予算事業名	行政事業レビューシートURL
放送ネットワーク整備支援事業	https://rssystem.go.jp/project/6c50436b-875e-4acd-bea5-7f9449b5fe7f
放送政策に関する調査研究	https://rssystem.go.jp/project/618caec8-b177-4fe7-92c3-144811f4a6f3
国際放送の実施	https://rssystem.go.jp/project/e451afe5-8b38-428f-b517-8babe33ad4b7
地域ICT強靱化事業(本省)	https://rssystem.go.jp/project/e7ba41aa-ed6c-46f7-bf73-bfd7e6e19549
地域ICT強靱化事業(地方)	https://rssystem.go.jp/project/3563d524-e9bc-40a6-88a9-7f8167f70067
「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業	https://rssystem.go.jp/project/8f7500b5-bd28-422a-9664-dce983141639
放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業	https://rssystem.go.jp/project/b246a69b-1cb5-4561-b9e4-1c48eedd4b8c
放送事業者(4K)の新規参入等に係るBS右旋帯域の再編等に係る経費	https://rssystem.go.jp/project/e135b80d-71a6-4fb1-9c43-309e88f36d4c

<参考資料URL>

審議会・研究会名	掲載ページURL
広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_hososeido/index06.html

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策11 放送分野における利用環境の整備

第 2 部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

< 災害に強い放送インフラ、災害時の即応体制の構築 >

事業の目的

大規模災害時において、放送を通じて、住民の生命・身体の安全の確保に必要な情報を安定的にかつ確実に提供する環境・体制を構築する

背景

- 近年、大規模災害時において、救命・救助活動や復旧・復興の妨げとなる偽・誤情報の拡散が社会問題となっており、また、災害の激甚化・頻発化が進む中で、災害時に住民の生命・身体の安全確保に必要な情報を迅速かつ確実に提供する上で、取材や編集に基づき信頼性が一定程度担保された情報を伝達する放送の役割は引き続き重要と考えられる。
- 大規模災害時においても、放送を通じて、住民に対して安定的にかつ確実に情報が届くようにするためにも、① 防災・減災の観点からの平時からの対策と、② 発災時の迅速なサービス復旧と住民の視聴環境確保のための対策の両面から取り組む必要がある。

目標達成に向けた課題

- これまで、①の観点から災害に強い放送インフラの構築に取り組んできたところであるが、令和6年能登半島地震においては、地上波中継局の停波やケーブルテレビのケーブルの断線の被害が想定を上回り、サービス停止が長期間に渡ったため、臨時的な措置として衛星を活用するなど、放送サービスの安定的な提供に支障が生じた。
- 能登半島地震での教訓を踏まえて、①のこれまでの取組を継続・強化しつつも、災害の規模は事前に想定しづらく、停波は生じうるものとの前提に立ち、例えば、停波した場合の広域連携や即応体制の構築、避難住民の放送視聴環境の確保が必要であり、②の観点からも十分な対策を講じる必要があるのではないかと。特に、令和6年には南海トラフ地震警戒情報も発出されるなど、今後は災害の大規模化・広域化を想定した対策を検討する必要があると考えられる。
- この点について、総務省では令和7年2月より「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」を設置し、対応を検討しているところである。

- 能登地域は地形的に地上波の電波が届きにくく、ケーブルテレビに対する依存度が高かった※。
- (生じた事案・課題) ※ ケーブルテレビ普及率(2024年8月末): 輪島市51.9%、珠洲市36.4%、能登町84.9%、穴水町45.3%
- ・ ケーブルの断線被害が広範囲に渡り、多くの世帯で放送が視聴できない事態が長期間生じたため、NHK金沢局の番組を衛星(BS)放送で臨時的に放送した。
 - ・ 避難所運営においても、各避難所での電波の受信状況を調査し、必要に応じて衛星アンテナやテレビの設置等を行う必要があった。
- 能登地域のいくつかの地方自治体ではケーブルテレビを自ら運営※していた。
- (生じた事案・課題) ※ ケーブルテレビ事業者の約8割は自治体営や第3セクターによる運営となっている。
- 当該自治体では、職員が避難所運営等の震災対応業務に従事し、発災直後から一定期間ケーブルテレビの復旧に当たることが難しい状況が生じた。
- 能登地域は半島という地理的条件により、被災地への進入経路が制限され、道路や電力の復旧に長期間を要した。
- (生じた事案・課題)
- ・ 商用電源の長期間の停電で地上波中継局の非常用電源の燃料が枯渇し、停波する事態が生じた。
 - ・ 復旧に当たっては道路や電力の復旧作業との調整が必要で、現地対策本部との調整を要した。
 - ・ 中継局への燃料補給のために自衛隊等の関係機関と協力し、燃料の空輸を継続的に実施した。



ケーブルの断線・土砂災害・中継局の倒壊による被害

中継局への燃料補給

アクティビティ

アウトプット

短期

アウトカム

中期

長期

現状分析・被害想定

事業者のニーズ調査

補助事業に対する
事業者向け説明会の実施

補助事業の実施

能登半島の地震・大雨の教訓

①インフラの強靱化

②迅速な応急復旧

検討会※における検討

※ 広域大規模災害を想定した放送サービスの
維持・確保方策の充実・強化検討チーム

放送インフラの検討を一元的に担う
組織（放送施設整備促進課）の設置

臨時災害放送局用設備や
可搬型予備送信設備の
運用訓練等の実施

リエゾン（※）派遣等に係る説明・協議の実施

※災害発生時、被災した放送設備等の
機能を維持するために災害対策本部へ
派遣される放送事業者の職員のこと。

横断的取組として
検討結果を施策に反映

ケーブルテレビの耐災害性
強化に関する補助金交付件数
【令和5年：21件、令和6年：24件】
（令和7年（見込み※）：30件）

※前年度からの繰越件数を含む。

地上波放送局の耐災害性
強化に関する補助金交付件数
【令和6年：2件、令和7年（見込み※）：5件】
（令和8年：4件）

※前年度からの繰越件数を含む。

臨時災害放送局用設備、
可搬型予備送信所設備の
訓練等回数
【令和5年：72回、令和6年：89回】
（令和7年：99回）

リエゾン派遣等に係る
説明・協議実施済の
都道府県数
【令和7年5月末まで：47都道府県】

ケーブルテレビの光化率※
【令和5年：45%、令和6年：集計中】
（令和7年：50%）

※FTTH（Fiber To The Home）方式の加入
世帯数のケーブル加入総世帯数に占める
割合（補助対象となる事業者に限る。）

IPDC※連携設備の整備により、
情報伝達が可能となる世帯数
【令和7年（見込み）：約10,300世帯】
（令和8年：80,000世帯の内数）

※地上デジタル放送の電波を利用して、市町村が
発する災害情報等を伝達する手段のこと（後述）

臨時災害放送局用設備等の
運用訓練等の理解度向上（※）
【令和5年：95%（可搬型予備送信設備）
97.3%（臨時災害放送局用設備）
令和6年：100%（可搬型予備送信設備）
85.2%（臨時災害放送局用設備）】
（91%（可搬型予備送信設備）
91%（臨時災害放送局用設備））

※指標は訓練等後のアンケートによるもの。実
施地域は毎年異なるため数値は上下し得る。

リエゾン派遣に関する
取り決めに締結した
都道府県数（※）
【令和7年6月末まで：39道府県】
（令和8年まで 47都道府県）

※リエゾンを派遣した自治体へアンケ
ートを実施、そのアンケート結果を今後の
施策に反映していく。

① 広域災害・大規模災害を想定した
災害に強い放送インフラの構築

② 停波等サービス提供に支障が
生じた場合に備えた即応体制の構築

放送を通じて、住民の生命・身体の安全の確保に必要な情報を安定的にかつ確実に提供

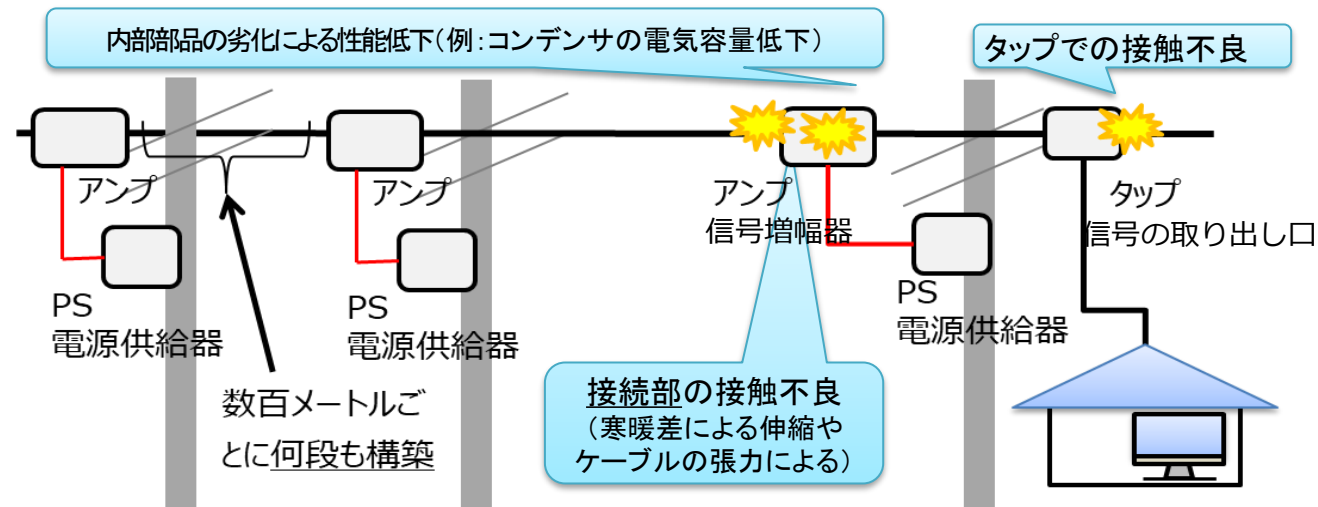
能登地震等の教訓を踏まえて今後も取り組む事項
※【 】内は、指標/各年度実績
※（ ）内は、目標値/年度

- ケーブルテレビの伝送方式には、旧方式のHFC方式（銅線と光ファイバケーブルを併用）と新方式のFTTH方式（光ファイバケーブルのみ）が存在。
- 電気信号を送信する旧方式は、電気で動く性質上、豪雨災害・停電等に弱く、接続部の接続不良も頻発。
- 電気信号を同軸ケーブルで送るHFC方式を、光信号を光ファイバケーブルで送るFTTH方式に切替える（光化する）ことにより、アンプ及び電源供給機が基本的に不要となり、耐災害性強化が図られるとして、総務省ではケーブルテレビ事業者の回線の光化に対する財政的支援（補助金の交付）を実施。

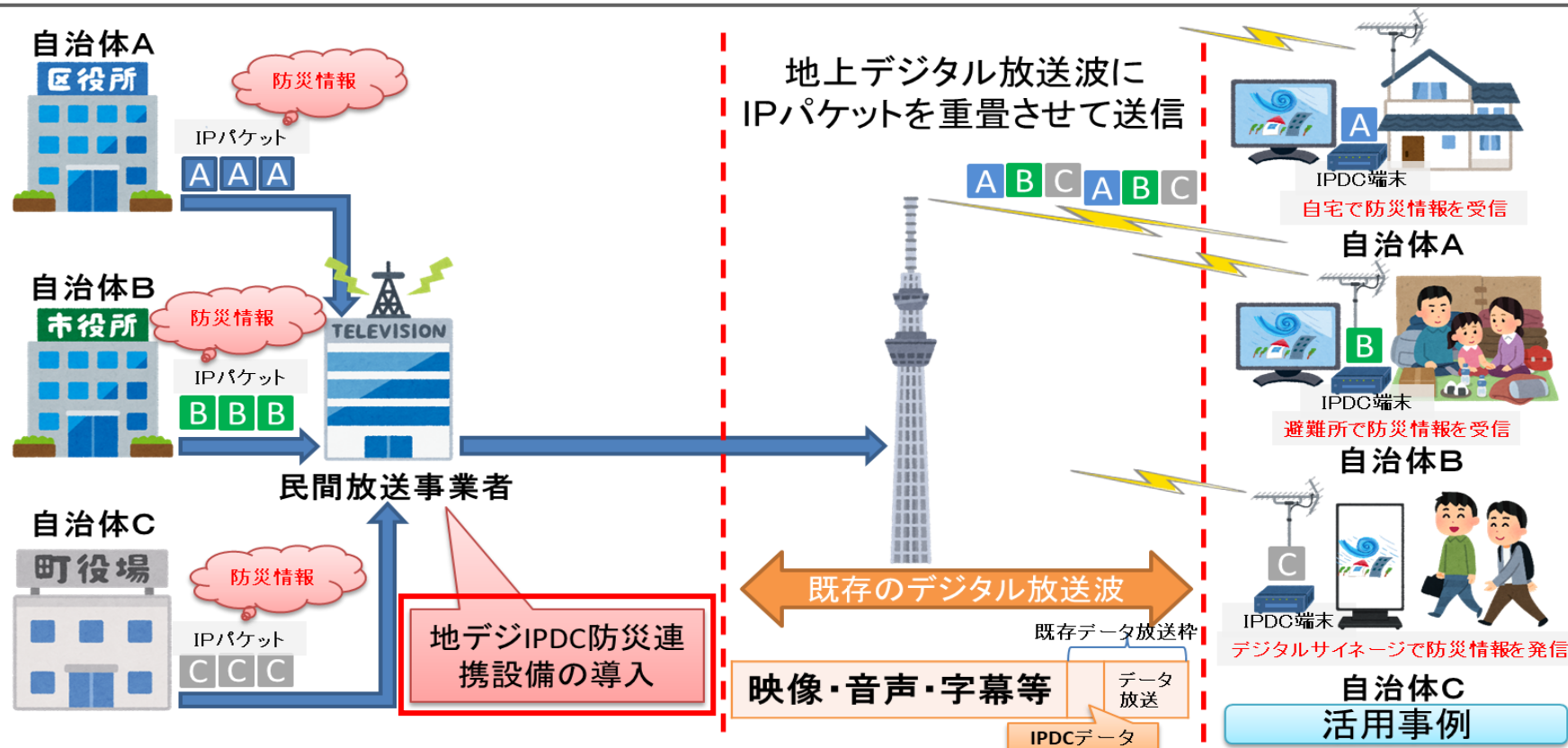
具体的事例

- ◆ 令和元年度台風15号による被災で、千葉県の実業者の場合、HFC方式はほぼ停波したがFTTH方式は限定的。
- ◆ 具体的には、HFC加入世帯は約30,000世帯全てが停波した一方、FTTH加入世帯（約50,000世帯）は、ケーブル断線等の影響を受けた約250世帯を除き、停電の影響を受けずに放送を継続。

電気信号を同軸ケーブルで送るHFC方式は、電気信号を増幅するアンプとそれに電源を供給する電源供給器が不可欠。しかし、豪雨災害の場合、電源供給器が水没してアンプへの電源供給ができなくなるという問題がある。



- 地デジ I P D C 防災システムは I P D C (Internet Protocol Data Cast) 技術により、地上デジタル放送の放送波(データ放送)に様々な I P パケットを載せ、防災情報を送信することで地域の災害情報等の迅速かつ確実な伝達を実現する。
- 災害時、住民が自らテレビ番組から情報収集することに加えて、I P D C を活用することで、各自治体がそれぞれのタイミングによって発信する、より地域に合ったきめ細やかな情報を、プッシュ型で受け取ることができる。
- 総務省では令和6年度補正予算から地デジ I P D C 防災システムの整備に対する導入への財政的支援(補助金の交付)を実施。



IPDC端末として活用するほか、防災行政無線のように屋外スピーカを通じ特定の地域に一斉同報することも可能。

- 総務省では、すべての総合通信局等11か所に、臨時災害放送局用機器（送信機、送信アンテナ等）を2式ずつ配備（無償貸出し可能）し、エリア調査や開設・運用の研修・訓練等を実施している。



左上図：放送ブースの様子（写真中央：小野澤 愛川町長）

左下図：展示パネル説明の様子

右図：アンテナ設営の様子

（総務省関東総合通信局）<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/e-komfo/2024/0627ho.html>

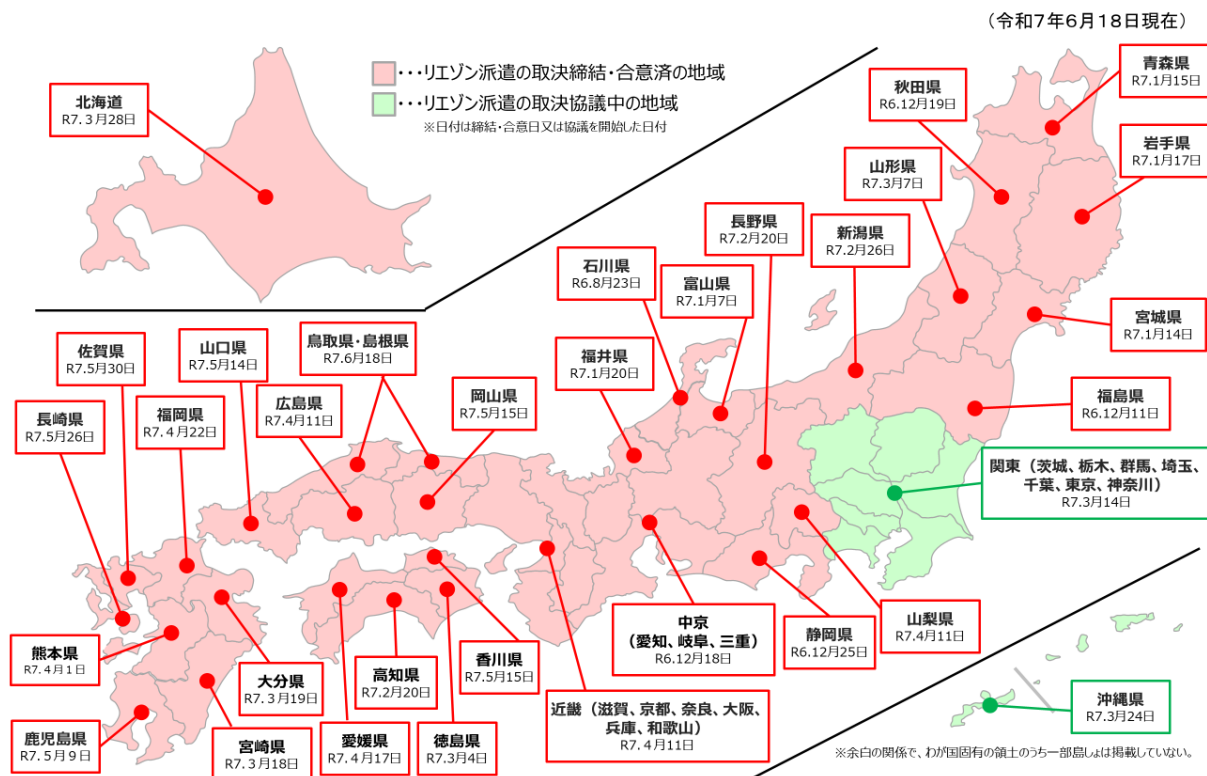
上図：総務省所有の臨時災害放送局用機器（アンテナ）

下図：総務省所有の臨時災害放送局用機器（送信装置）

(参考) リエゾン派遣の取り決め

- 能登半島地震を踏まえた対応として、能登半島地震の被災地である石川地域協議会に所属する放送事業者で議論を行い、令和6年8月23日にリエゾン派遣の取り決めが締結された。
- 9月20日豪雨対応において、その取り決めに基づき、9月23日にNHK及び民間放送事業者から石川県庁災害対策本部へリエゾンが派遣された。
- 他の地域においても取り決めを締結する動きがあり、令和7年6月末時点で39の道府県が締結している。

(参考) リエゾン派遣の取決締結状況について（地上波関係）



(参考) 石川県リエゾン派遣の取り決め

リエゾン派遣の取り決め

～ 中継局共同利用推進石川地域協議会運営委員会において議論 ～

2024.8.23(金)

NHK 金沢放送局
 北陸放送株式会社
 石川テレビ放送株式会社
 株式会社テレビ金沢
 北陸朝日放送株式会社

1 非常災害発生に伴い停波又は停波のおそれのある局がある場合は、原則、その局の幹事たる民間放送事業者及びNHKから、それぞれ1名(計2名)を災害対策本部に派遣することとする。ただし、当該民間放送事業者からの派遣が困難な場合にあつては、民間放送事業者間において相談の上、派遣する民間放送事業者を決定する。

2 1によって派遣されてからの期間が長期(概ね1週間超)となる場合にあつては、民間放送事業者においては、当該事業者間において相談の上、幹事社以外の民間放送事業者から派遣するなど、柔軟な対応を行うこととする。

3 1又は2によって派遣された民間放送事業者若しくはNHKが、停波の解消又は停波のおそれが低減したことにより、災害対策本部への派遣の継続を不要と判断した場合は、災害対策本部への派遣を終了することができる。

課題認識(まとめ)

- 平時からの災害に強い放送インフラの構築については、国による支援（補助）の実施により、一定の進捗を見せており、災害時の被害防止・軽減に一定の効果（例：PI8具体例等）が出ていると認識。
- 一方、令和6年能登半島地震・大雨においては被害が想定を上回ったためサービス停止が長期間に渡った。サービス復旧に当たっては、現地対策本部、地方自治体、関係省庁、事業者などの関係者と連携した対応が必要となった。
- 災害の規模は事前に想定しづらいものであり、サービス停止は生じうるものとの前提に立ち、今後は、災害の大規模化・広域化を想定し、停波した場合の広域連携・即応体制をあらかじめ構築し、事業者間連携を進めるとともに、避難住民の放送視聴環境の確保に十分な対策を講じる必要がある。

今後の取組の方向性

1. 平時からの放送インフラの強靱化に加えて、災害発生時に迅速にサービス復旧を行い、住民の放送視聴環境を確保するための体制作りにも注力する。
⇒ 特に南海トラフ地震など**広域大規模災害に備えた対策の検討**を進める
2. 災害発生時に、地上波放送・ケーブルテレビ・衛星放送を組み合わせながら、インフラ横断的・面的に住民が放送を視聴できる環境の構築に取り組む。
⇒ **放送インフラの整備・維持を一元的につかさどる新しい組織を設置**し、一体的に取り組む